基準該当通所支援の認定等について

H25.10.8　岡山県障害福祉課障害者支援班

基準該当通所支援（基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス）とは、県が定める基準を満たしている事業所について、県の指定を受けず、市町村の認定により行うことができる障害児通所支援です。

根拠法令　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の４

　基準　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（平成２４年岡山県条例第４９号。以下「基準条例」）第５５条の２～第５５条の８，第７２条の２～第７２条の４）

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚労令第１５号）（以下「基準省令」）第５４条の２～第５４条の８、第７１条の２～第７１条の４と同一内容です。）

■基準該当通所支援認定の流れ（岡山市以外の各市町村）

・基準該当通所支援を行いたい事業者がいる場合、市町村において要綱等で定める申請書等を提出させ、要件に該当するかについて判断してください。判断できない基準については、管轄の県民局にお問い合わせ下さい。

・要件を満たしていると判断した場合は、事業所番号を設定し、事業所に登録通知書を発行するとともに、管轄する県民局に、児童福祉法第３４条の３に基づく開始届及び関係書類を提出するよう指導して下さい。

・事業者が国保連を通じた電子請求を希望する場合には、障害福祉課宛に基準該当登録票を提出して下さい。（事業者と市町村が紙請求によるやりとりを行う場合は、提出不要です。）

・通所給付決定、受給者証等については、指定通所支援と同じ流れになりますが、国庫負担金の請求時には、「特例障害児通所給付費」の項目で計上して下さい。

・なお、開始届記載事項に変更が生じた場合には、変更の日から一月以内に、事業の変更届を県民局へ提出するよう指導して下さい。

■基準該当通所支援の基準

〇通常の基準該当通所支援（基準条例第５５条の２～第５５条の５、第７２条の２～第７２条の４）

　指定通所支援と設備基準等は同じですが、人員基準について、常勤職員が不要となっております。（短時間での営業等が可能。）

〇指定生活介護事業所に関する特例（基準条例第５５条の６，第７２条の４）

　指定生活介護事業所において、次の要件を満たす場合

　①近隣に指定通所支援事業所がない等により支援を受けることが困難

　②指定生活介護の職員配置について、受け入れる障害児と既存の利用者の合計数で障害者総合支援法関係の基準を満たしていること。

　③障害児入所施設等、障害児関係の施設・事業所から必要な支援を受けていること。

〇指定通所介護事業所における特例（基準条例第５５条の７，第７２条の４）

　指定通所介護事業所において、次の要件を満たす場合

　①近隣に指定通所支援事業所がない等により支援を受けることが困難

　②指定通所介護の職員配置及び設備基準について、受け入れる障害児と既存の利用者の合計数で介護保険法関係の基準を満たしていること。

　③障害児入所施設等、障害児関係の施設・事業所から必要な支援を受けていること。

〇指定小規模多機能型居宅介護事業所における特例（基準条例第５５条の８，第７２条の４）

　指定小規模多機能型居宅介護事業所において、次の要件を満たす場合

　①近隣に指定通所支援事業所がない等により支援を受けることが困難

　②指定通所介護の職員配置及び設備基準について、受け入れる障害児と既存の登録者等の合計数で介護保険法関係の基準を満たしていること及び受け入れる障害児と既存の利用定員等の合計数で介護保険法関係の基準を満たしていること

　③障害児入所施設等、障害児関係の施設・事業所から必要な支援を受けていること。

■事業者認定時の提出書類等（市町村の要綱等による）

・通常の基準該当通所支援の場合には、一般の指定時と同等の書類が必要になると思われます。

・指定通所介護、指定生活介護の特例の場合には、かなり簡略な書類で足りると思われます。

■基準該当通所支援事業者で適用がある加算については以下のとおりです。詳細は報酬告示等をご確認ください。　※特例の場合は福祉・介護職員処遇改善（特別）加算以外適用がありません。

【事前の届出が必要なもの】

・児童発達支援管理責任者専任加算

・延長支援加算

・福祉・介護職員処遇改善（特別）加算

【事前の届出が不要なもの】

・家庭連携加算、訪問支援特別加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算

■その他

　参考に提示した要綱、誓約書、様式等においての認定・欠格要件等については、指定と同等の要件で作成しております。法定の要件ではありませんので、各市町村において判断してください。

　特例によらない認定の場合の申請等様式、延長支援加算の様式については、岡山県障害福祉課ホームページに掲載している様式から、宛先等を加工して使用してください。（事業の開始届け等についても、こちらから）

（障害福祉課―障害児施設・事業者関係窓口―障害児施設・事業者指定・加算等関係様式集）